

## 保育所・認定こども園利用申込受付方法及び優先利用について

1 施設利用申込書に記載する希望施設については、現在第1希望のみとしているところである。保育必要度が高い保護者から、第2希望も記載できるようにして欲しいという意見が寄せられているが、見直しが必要かどうか。

### (1) これまでの経緯

#### ア 記載できる希望施設数

H26年度以前	第1希望のみ記載
H27年度入所	第3希望まで記載可
H28年度以降	第1希望のみ記載

#### イ 第3希望まで記載可の場合（H27年度）

- 保護者の選択幅を広げることができる
- × きょうだい児が別々の施設に内定となることがある（年齢クラスによる可否）
- × 希望順位の低い施設に内定した場合、内定辞退が多くなる

#### 【きょうだい申込結果（新規に同時申込）】

第3希望まで → 第1希望のみ

利用調整結果 （1次申込）	H27年度		H28年度		H29年度	
	児童数	世帯数	児童数	世帯数	児童数	世帯数
①全員同じ施設に内定	686	336	546	269	432	210
②全員不承諾	28	14	74	36	70	35
③片方のみ不承諾	51	25	36	17	30	14
④別々の施設への内定	66	31				
計	831	406	656	322	532	259

#### ウ 第1希望のみ記載の場合（H28年度以降）

- きょうだい児が別々の施設に内定となる問題が解消する
- × 施設毎の申込状況により、保育必要度が低い保護者が内定となる施設がある一方、保育必要度が高い保護者でも不承諾となる施設が生じる

#### 【平成29年度1次利用調整結果】

（単位：人）

第1希望施設のエリア	不承諾		内定				計
	～99点	100点～	30点	～50点	～99点	100点～	
駅西・臨海A	40	9	27	14	43	205	338
駅西・臨海B	60	24	11	14	65	245	419
西部	72	31	26	15	71	282	497
中央	1	0	8	1	21	66	97
東部	27	21	21	14	71	232	386
南部	61	12	44	14	86	371	588
北部	21	12	26	8	68	249	384
計	282	109	163	80	425	1,650	2,709

### (2) 第2希望まで記載可とした場合

- 保育必要度が高い場合をより優先することができる
- △ きょうだい児が別々の施設に内定となることがある  
→ 申請書に、別々の施設でも利用を希望するかを確認する欄を設けて判断
- △ 希望順位の低い施設に内定した場合、内定辞退の可能性はある  
→ 利用意思がある施設のみ記載するよう案内をする

### (3) 中核市・近隣市町の状況

希望可能施設数	第1希望のみ	第2希望まで	第3希望まで	第4希望以上
中核市（48）	3	2	14	29
近隣市町（5）		1	4	

- 2 ・優先利用の対象に、保護者が保育士・保育教諭である場合を追加してはどうか。  
ただし、市内の認可保育施設に勤務する場合に限ることとしてはどうか。
- ・優先利用の対象に、きょうだいが同時に新規申込をする場合を追加してはどうか。

### (1) 現行の優先利用対象

- ① ひとり親世帯
  - ② 生活保護世帯
  - ③ 生計中心者の失業
  - ④ 社会的養護
  - ⑤ 子の障害
  - ⑥ 育児休業明け
  - ⑦ 兄弟姉妹（多胎児含む）について、同一の保育所等の利用を希望する場合
  - ⑧ 転園、管外受託からの切替継続、多子世帯
- ※①～⑦は国基準どおり  
※⑧は、きょうだいが在園する施設にその下の子を新規申込する場合を対象

### (2) 中核市の状況

利用調整基準が公開されている35市中

- ・保育士等の子の優先利用導入市 17市  
（うち市内施設勤務を条件 10市）
- ・きょうだい同時申込優先利用導入市 13市